

# 南陽市長選挙

確認団体届出関係書類

南陽市選挙管理委員会

## 目次

1 確認団体制度の概要	1
2 政治活動の規制	1
3 確認団体の要件	2
4 確認申請の手続	2
5 確認申請後交付される資材等	3
6 政治活動を行う場合の届出等	4
(参考) 交付される資材等 (交付物)	5
各種様式	6～13

## 凡例

「法」	公職選挙法
「令」	公職選挙法施行令
「規則」	公職選挙法施行規則
「自治法」	地方自治法
「規正法」	政治資金規正法
「市公規」	南陽市公職選挙執行規程

# 南陽市長選挙における確認団体の政治活動について

## 1 確認団体制度の概要

公職選挙法では、特定の選挙が行われるときには、その選挙の告示の日から選挙の当日までの間は、その区域内において、政党その他の政治活動を行う団体（以下「政党その他の政治団体」という。）の行う政治活動に一定の規制を加えています。

ただし、政党その他の政治団体のうち、一定の要件を備え、かつ、所定の手続を経た政治団体（以下「確認団体」という。）については、この規制を部分的に解除することとしています。（法 201 の 9）

これは、選挙の自由公正を確保するため、選挙運動と密接な関係にある特定の政治活動を規制し、確認団体についてのみ、一定の条件に該当する政治活動を認めようとするものです。

そして、南陽市長選挙もここでいう特定の選挙に該当しますので、政党その他の政治団体の政治活動に一定の規制が加えられ、確認団体の制度が適用されます。

## 2 政治活動の規制

### （1）選挙運動期間中及び選挙の当日、原則として禁止される政治活動

選挙期日の告示の日（7月5日）から、選挙の当日（7月12日）までの間、政党その他の政治団体は、当該選挙の行われる区域（南陽市内）において、次に掲げる政治活動を行うことができません。（法 201 の 9、201 の 13、201 の 15）

ア）政談演説会の開催

イ）街頭政談演説の開催

ウ）ポスターの掲示

エ）立札及び看板の類（政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く。）の掲示

オ）ビラ（これに類する文書図画を含む。）の頒布

カ）宣伝告知（政党その他の政治活動を行う団体の発行する新聞紙、雑誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む。）のための自動車（以下「政治活動用自動車」という。）及び拡声機の使用

キ）連呼行為

ク）掲示又は頒布する文書図画（新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除く。）における特定候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項の記載

ケ）国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。）における文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）の頒布（郵便等又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）

コ）機関紙誌における本件選挙に関する報道、評論

## (2) 確認団体のみに認められる政治活動

南陽市長選挙にあっては、所属候補者又は支援候補者を有する政党その他の政治団体で、市選挙管理委員会に確認の申請をし、確認団体として確認書の交付を受けた政党その他の政治団体については、その選挙期日の告示の日から選挙期日の前日までの間、選挙の行われる区域（南陽市内）において「確認団体の政治活動（概要）」に示す規制に従って一定の政治活動が認められます。（法 201 の 9①ただし書、201 の 13①ただし書、201 の 15）

## 3 確認団体の要件

南陽市長選挙において確認団体になるためには、所属候補者又は支援候補者を有する政党その他の政治団体で、かつ、市選管に申請を行い、確認書の交付を受けることが必要です。（法 201 の 9①③）

(1) 所属候補者又は支援候補者一人を有する政党その他の政治団体であること。

### ア 所属候補者

立候補届出の際に、当該政党その他の政治団体に所属する旨の記載がなされ、かつ、確認申請書に記載の団体名と一致するものをいう。

### イ 支援候補者

当該候補者の立候補届出書において、いずれの政党その他の政治団体にも所属しないもの（無所属）として届けられた候補者で当該政党その他の政治団体が推薦し、又は支持するものをいう。

例えば、各党、その他の政治団体において無所属の候補者を共同推薦する場合に、各党、その他の政治団体による一つの政治団体を結成し、当該候補者を支援候補者として確認を受け、その確認団体が支援候補者のための政治活動を行うことは差支えないとされております。

(2) 確認団体となるためには、選挙管理委員会に対して、政治団体確認申請書を提出し、確認書の交付を受けなければなりません。この場合、支援候補者については、当該政党その他の政治団体の支援候補者となることの同意書が必要です。（所属候補者については不要）

なお、政党その他の政治団体の支部は、独立した政党その他の政治団体とは認められないので確認を受けることができません。

## 4 確認申請の手続

確認団体の確認を受けようとする政党その他の政治団体は、次に掲げる申請書類を作成の上、次の日時及び場所で申請をしてください。

(1) 受付の日時及び場所

ア) 日 時 選挙期日の告示の日（7月5日）午前8時30分から午後5時まで

(注) 告示の日の午前8時30分以前に受付場所に到着した団体が2団体以上あるときは、政治団体確認申請書(別紙1)に記載された所属候補者の立候補届の受付順序により受付を行う。

申請書の受理及び確認書の交付は、政治団体確認申請書に記載された所属候補者又は支援候補者の立候補の届出が選挙長において受理されたことを確認した後に行う。

イ) 場 所 7月5日(日) 南陽市役所 4階 大会議室

(2) 申請書類(添付書類)等

ア) 政治団体確認申請書(別紙1)

イ) 支援候補者とされることの当該候補者の同意(別紙2)※所属候補者の場合は、不要)

ウ) 政治団体の綱領、規約、役員名簿及び最近の予算書

エ) 政治資金規正法第6条の規定による届出書等の写し

(3) 申請をする上での注意事項

ア) 確認申請をすることができるのは、政党その他の政治団体の本部に限られます。したがって、政治団体確認申請書に記載する政党その他の政治団体の名称及び所在地は、本部の名称及び所在地を記載する必要があります。

イ) 申請の代表者については、当該政党その他の政治団体の代表者であることが原則ですが、支部の代表者によることも差し支えありません。

ウ) 申請書類の訂正等の場合には代表者の印鑑又は署名が必要です。

(4) 申請書類の事前審査

確認団体の申請書類においても、立候補届出書類と同様に、正規申請する前に立候補届出書類の事前審査(6月24日)と併せて行います。事前審査には、前記(2)申請書類(添付書類)等及び代表者の印鑑を持参してください。

## 5 確認申請後交付される資材等

市選管において、政治団体確認申請書等を審査し、その所属候補者又は支援候補者の立候補の届出が選挙長において受理されたことを確認した後、申請団体に確認書及び次に掲げる資材等を交付します。

なお、これらの資材を受領するときは、代表者の印鑑又は署名が必要です。

① 確認書

② 政治活動用自動車の表示

・政治活動用自動車の冷却器の前面等外部から見やすい箇所に、使用中は常時掲示すること。

なお、政治活動用自動車表示板は、7月27日(月)までに市選管へ返還すること。

③ 政治活動用ポスター検印票(様式36号)

・ポスターの検印を受けようとする際に使用します。

④ 政治活動用ポスター証紙交付票(様式第37号)

・ポスター証紙の交付を受ける際に使用します。

⑤ 政談演説会の立札及び看板の類の表示票(様式第40号)

・政談演説会の開催の届出があった際に交付します。

## 6 政治活動を行う場合の届出等

確認団体が次に掲げる政治活動を行うに当たっては、それぞれ次のような届出等が必要です。  
使用しなかったものは、7日27日（月）までに市選管へ返還してください。

### (1) 政治活動用ポスター証紙交付票の提出（様式第37号）

- ・ 交付票に、政党その他の政治団体の名称を記入し、証紙受領責任者が署名又は記名押印して、掲示しようとするポスターの見本1枚を添えて市選管へ提出し、証紙の交付を受けてください。

- ・ 政治活動用ポスターの規格（長さ85cm、幅60cm以内）のもの1,000枚までです。

### (2) 政談演説会開催の届出（様式第34号）

- ・ 政談演説会の開催にあたり、あらかじめ届け出てください。

- ・ 開催回数は、2回までです。

- ・ 一の政談演説会ごとに5枚まで掲示することができます。

### (3) 政治活動用ビラの届出（様式第41号）

- ・ ビラは、2種類以内に限られます。頒布しようとするビラの種類ごとに見本1枚を添えてあらかじめ届け出てください。

### (4) 政党その他の政治団体の機関紙誌の届出（様式第42号）

- ・ 種類は、機関新聞紙、機関雑誌とも各1種類に限られます。当該機関紙誌の見本1部を添えてあらかじめ届け出てください

## 交付される資材等（交付物）

交付物	番号	数量	備 考
確認書		1	政党その他の政治団体としての確認申請が受理されたときに交付
政治活動用自動車の表示		1	自動車の前面、その他外部から見やすい箇所に掲示
政治活動用ポスター検印票		1	政治活動用ポスターの検印を受けるときに提出
政治活動用ポスター証紙交付票		1	政治活動用ポスター証紙の交付を受けるときに提出
政治活動用立札及び看板の表示票		10	政談演説会の開催届が出されたときに交付（2回を限度とし、1回ごとに5枚）

上記物件を受領しました。

令和8年7月5日

確認団体名称

代表者

南陽市選挙管理委員会

委員長 竹田 進 殿

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置(押印等)がある場合は、この限りではない。

# 別紙1

## 政治団体確認申請書

南陽市長選挙における本政党（会・連盟等）の所属候補者（支援候補者）は次のとおりであります。公職選挙法第201条の9第1項ただし書の規定の適用を受ける政治団体であることを確認願いたく、ここに申請します。

令和8年7月5日

政治団体名

事務所所在地

代表者氏名

南陽市選挙管理委員会委員長 竹田 進 殿

記

所属候補者(支援候補者) 人

所属候補者(支援候補者)氏名等

候補者氏名等	選挙区	立候補届出年月日
	南陽市	令和8年7月5日

添付書類

- ①政治資金規正法第6条の規定による届出書の写
- ②綱領又は規約その他これらに準じるもの(様式は定まっていない。)
- ③役員名簿(様式は定まっていない。)
- ④最近の予算書(様式は定まっていない。)
- ⑤支援候補者である場合は、本人の同意書(別紙2)

備考 政治団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

## 別紙 2

### 政党その他の政治団体の支援候補者とされることの同意書

私は、南陽市長選挙において、何党(会、連盟等)が公職選挙法第201条の9第1項ただし書の規定の適用を受けるにつき、同党(同会、同連盟等)の支援候補者とされることに同意します。

候補者氏名

令和8年 月 日

政治団体名

代表者

様

# 政談演説会開催届出書

様式第 34 号(政談演説会開催届出書)

## 政 談 演 説 会 開 催 届 出 書

選 挙 名	年 月 日執行 選挙
開 催 日 時	
使用する施設の名称	
使用する施設の所在地	

上記のとおり政談演説会を開催したいので届出ます。

年 月 日

政党その他の政治団体名

事務所の所在地

代表者氏名

南陽市選挙管理委員会委員長 竹田 進 殿

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

候補者氏名		政談演説会開催届出書交付番号
連絡責任者氏名(電話番号)	( )	第 号

# 政治活動用ポスター検印票

様式第 36 号(政治活動用ポスター検印票)

第	号		
		政党その他の政治団体名	
		代表者氏名	
令和 8 年 7 月 1 2 日執行 南陽市長選挙			
政治活動用ポスター検印票			
南陽市選挙管理委員会			
検印年月日	検印枚数	残枚数	委員会取扱者印
法定枚数			1,000 枚

## 備考

- 1 検印を受けようとするときは、ポスターにこの検印票を添えて提出してください。
- 2 検印したポスターが法定枚数に達しないときは、検印票に検印したポスターの枚数を記入し、差出人に返します。
- 3 法定枚数全部の検印を受けたときは、検印票を委員会に返してください。
- 4 検印を受けることのできるポスターは、長さ 85 センチメートル、幅 60 センチメートル以内とし、表面に当該政党その他の政治団体の名称並びに掲示責任者及び印刷者の氏名(法人にあつては名称)及び住所を記載しなければなりません。
- 5 政党その他政治団体の代表者本人が検印を受けようとする場合にあつては本人確認種類の提示又は提出を、その代理人が検印を受けようとする場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。  
ただし、政党その他政治団体の代表者本人の署名、その他の措置がある場合はこの限りではありません。

# 政治活動用ポスター証紙交付票

様式第 37 号(政治活動用ポスター証紙交付票)

第	号	政党その他の政治団体名	
		代表者氏名	
令和8年7月12日執行 南陽市長選挙			
政治活動用ポスター証紙交付票			
南陽市選挙管理委員会			
証紙交付年月日	証紙交付枚数	残枚数	委員会取扱者印
法定枚数	1,000 枚		

## 備考

- 1 証紙の交付を受けようとするときは、ポスターにこの証紙交付票を添えて提出してください。
- 2 証紙の交付を受けたポスターが法定枚数に達しないときは、証紙交付票に証紙の交付を受けたポスターの枚数を記入し差出人に返します。
- 3 法定枚数全部の証紙の交付を受けたときは、証紙交付票を委員会に返してください。
- 4 証紙の交付を受けることのできるポスターは、長さ 85 センチメートル、幅 60 センチメートル以内とし、表面に当該政党その他の政治団体の名称並びに掲示責任者及び印刷者の氏名(法人にあっては名称)及び住所を記入してください。
- 5 政党その他政治団体の代表者本人が交付を受けようとする場合にあっては本人確認種類提示又は提出を、その代理人が交付を受けようとする場合にあっては委任状の提示又は提出の及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。  
ただし、政党その他政治団体の代表者本人の署名、その他の措置がある場合はこの限りではありません。

# 政治活動用立札及び看板の表示票

様式第 40 号(政治活動用立札及び看板の表示票)

第 号(の 号) 年 月 日執行

南陽市長選挙

政談演説会告知用表示票

開催年月日 年 月 日

政治団体名

南陽市選挙管理委員会

# ビラの届出書

様式第 41 号(ビラの届出書)

## 政党その他の政治団体のビラ届出書

選挙名	南陽市長選挙
確認団体名	
ビラ番号	
発行人住所、氏名	

上記のとおり公職選挙法第 201 条の 9 第 1 項第 6 号の規定により届け出ます。

年 月 日

政治団体名

事務所所在地

電 話

代表者氏名

南陽市選挙管理委員会委員長 竹田 進 殿

備考 1 ビラの種類ごと1部添付すること。

2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名、その他の措置がある場合はこの限りではない。

# 機関紙誌の届出書

様式第 42 号(機関紙誌の届出書)

## 政党その他の政治団体の機関紙(雑誌)届出書

機関紙(雑誌)の名称	
創刊年月日	年 月 日創刊
発行部数	
発行方法 (日刊、週刊、月刊、年刊等の別)	
引き継ぎ発行されている期間	
編集人住所、氏名	
発行人住所、氏名	

上記のとおり公職選挙法第 201 条の 15 の規定により届け出ます。

年 月 日

政治団体名

事務所所在地

電 話

代表者氏名

南陽市選挙管理委員会委員長 竹田 進 殿

備考 1 機関紙(雑誌)を1部添付すること。

2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。